

各 会 員 様

宇都宮市医師会  
会 長 片 山 辰 郎

担当理事 遠 藤 秀 樹

教育・保育施設に係る「意見書」及び「登園・登校届」の取扱いについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先生方におかれましては、児童生徒が感染症に罹患した際、登園・登校を再開するにあたって「治癒証明書」を発行していただいていることと存じます。

この度、宇都宮市教育委員会及び宇都宮市保育課と協議した結果、感染症の種類に応じて「**意見書（医師記入）**」又は「**登園・登校届（保護者記入）**」を使用することとし、「**治癒証明書**」は不要とすることと致しました。

なお、様式は学校等を通じて保護者に配布されますが、医師の証明が必要となる「意見書」につきましても、医療機関においても備え付け下さいますようお願い申し上げます。

また、文書料につきましても、原則無料にてご協力いただきます様よろしくお願い申し上げます。

子供と保護者の負担軽減と、流行時における医療機関の混雑軽減に繋がりますので、ご理解・ご協力いただきます様ようお願い申し上げます。

#### 記

◎『意見書（医師記入）』

児童生徒が登園・登校を再開する際に、**医師が**記入する。

◎『登園・登校届（保護者記入）』

児童生徒が登園・登校を再開する際に、**保護者が**届出裏面の「登園・登校のめやす」を参考に記入又は、登園・登校届は使用せず、保護者より教育・保育施設へ口頭で説明でも対応可能となり、必ずしも再度医療機関を受診しなくても良い。

◎ 開始時期：令和3年4月1日～

◎ 対 象：公立小中学校及び保育園

※ 私立保育園・幼稚園においても同様にご活用いただきたく存じます。